



163/

(地 I 112)

平成19年10月4日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

今 村 聡



電子マニフェスト普及促進キャンペーンの期間延長ならびに帳簿作成について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本会では、促進キャンペーンの再度の期間延長を環境省、日本産業廃棄物処理振興センター（以下、振興センター）に要望中でありました。

このたび、平成19年10月1日付けで、振興センターより、環境省と協議の結果、別紙1のとおり、平成20年1月末日までの延長の周知並びに協力依頼がありましたので、通知申し上げます。なお振興センターは、廃棄物処理法で規定されている電子マニフェストの運用を行う情報処理センターに指定されており、電子マニフェストの運用全般を実際に行っております。

また、電子マニフェストの推進とともに、手書きによるマニフェスト利用者に対しても帳簿作成について簡素化の要望を出していたところ、今般、帳簿作成は、別紙2にありますようにマニフェストを時系列的に保管することで帳簿に替えると了承を得ております。この旨、環境省より各都道府県・政令市にも通知を依頼中です。各医療機関においては、必ずA票控えに対して、B2票、D票、E票の確認の励行を怠らないよう徹底を望みます。マニフェストの管理を始め、別紙2にも示されていますようにこれらは特別管理産業廃棄物管理責任者の責務となります。委託基準の遵法ほか不法投棄対策の一環としては、本会では振興センターと共催で「特別管理産業廃棄物管理責任者の資格取得の講習会」を各地で実施しております。（別紙3、および日本医師会HP <http://www.med.or.jp/doctor/haiki/kosyu3.html> 参照）

ぜひ複雑な廃棄物処理法の理解については、講習会に参加し、事務系職員他の多くの方の資格取得を強くお勧めします。

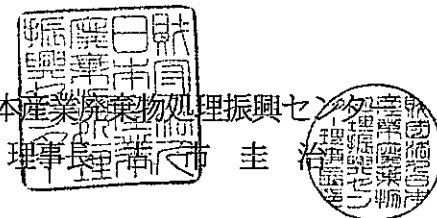
以上、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下医療機関への周知方につき、ご高配賜りますようお願い申し上げます。



日廃振セ発第514号
平成19年10月1日

社団法人 日本医師会
会長 唐澤祥人 殿

財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター



電子マニフェスト普及促進キャンペーンの期間延長について（ご案内）

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当「日廃振センター」の事業の推進につきましては、平素より格別のご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

日廃振センターは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第13条の2第1項の規定により環境大臣から電子マニフェストの運営主体である「情報処理センター」に指定されています。

また、電子マニフェストの普及促進については、平成20年度普及率30%、平成22年度普及率50%を目標に取り組んでいます。

今般、その普及目標の達成に向けては、迅速な加入促進が重要となっているところから、昨年度に引き続き、加入料を無料とする普及促進キャンペーンを平成19年4月1日から平成19年9月30日までの期間で実施したところですが、更に加入促進を図るため、実施期間を平成20年1月31日まで延長することといたしました。

なお、先にご案内したとおり、少量排出事業者団体加入制度を平成19年10月1日から導入いたしましたが、これに係る申込み手続き等の詳細をJWNETホームページに掲載しておりますので併せてご案内申し上げます。

つきましては、標記について、貴団体傘下会員への周知並びに電子マニフェストの普及促進にご協力賜りますようお願いいたします。

<添付書類>

電子マニフェストに関するお知らせ

【問合せ・連絡先】

財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター
情報処理センター

電話：03-3668-6513 FAX：03-3668-7323

電子マニフェストに関するお知らせ

電子マニフェスト普及促進キャンペーン期間を延長します。

電子マニフェスト普及促進キャンペーン期間を平成20年1月31日まで延長します。

なお、本キャンペーンは、今回の延長をもって終了することとしていますので、是非、この機会にご加入ください。

実施期間	平成20年1月31日まで
対象者	キャンペーン期間中の加入者及び加入申込者（期間内消印のある加入申込書を対象とします。）
特典 (加入料無料)	<p><加入料></p> <ul style="list-style-type: none"> ●排出事業者 A料金 5,250円 ⇒ 無料 B料金 3,150円 ⇒ 無料 ●収集運搬業者 5,250円 ⇒ 無料 ●処分業者 5,250円 ⇒ 無料

注1) 本キャンペーンによって加入していただいた場合、「加入料」は無料となりますが、「基本料」及び「使用料」は加入申込書に記載された「利用開始希望日」から課金されます。

注2) 加入申込書に記載していただく利用開始希望日は、加入申込み日から6か月以内とさせていただきます。

少量排出事業者団体加入制度が導入されます。

平成19年10月1日から開始する「少量排出事業者団体加入制度」は、医療業（診療所）、ガソリンスタンド等の少量排出事業者の皆さんがまとまって加入した場合は、B料金の基本料（2,100円年間）を無料とする従量制の料金（少量排出事業者団体加入料金）制度です。

本団体加入は以下のすべての条件を満たす必要があります。

- ① 排出事業者の加入者数が30以上であること。
- ② 利用代表者を指定すること。
- ③ 利用代表者は、支払代行者^(注)として必要な手続きを取り、団体加入した個々の加入者の利用料金を支払うこと。（年1回、更新時に利用代表者に利用料金を請求します。）
- ④ 情報処理センターからの運営上のお知らせは、原則として、利用代表者に連絡するものとし、当該利用代表者が団体加入した個々の加入者に伝達すること。

(注)支払代行者とは、JWNET加入者の利用料金を代行して支払う方です。

排出事業者利用料金

料金区分	少量排出事業者 団体加入料金 (C料金)	参考（現行の排出事業者利用料金）	
		B料金	A料金
加入料 (加入時のみ)	3,000円 (税込3,150円)	3,000円 (税込3,150円)	5,000円 (税込5,250円)
基本料 (年額)	不要	40件まで 2,000円 (税込2,100円)	25,000円 (税込26,250円)
使用料 (登録情報1件につき)	60円 (税込63円)	41件から 60円 (税込63円)	10円 (税込10.5円)
年間登録件数によりメリットがある料金区分	33件以下	34~508件	509件以上

少量排出事業者団体加入の申込み手続き等の詳細につきましては、JWNETホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

○更新時にA料金、B料金、少量排出事業者団体加入料金の変更ができます。



お問合せ先：(財)日本産業廃棄物処理振興センター 情報処理センター
TEL：03-3668-6513 FAX：03-3668-7323

処理状況の帳簿記載及び保存

医療関係機関の管理者等は、感染性廃棄物の処理が適正に行われているかどうかを常に把握し、処理について帳簿を作成するとともに、一定期間保存しなければならない。

(参照) 廃棄物処理法

法第12条第11項、法第12条の2第12項、規則第8条の5、
規則第8条の5

【解説】

1. 特別管理産業廃棄物管理責任者等は、施設内における感染性廃棄物の分別、収集運搬、滅菌等の処理状況を把握するとともに、必要に応じて医師、看護師等の関係者を指導するものとする。
2. 特別管理産業廃棄物管理責任者等は、感染性産業廃棄物の処理を業者に委託している場合にあっては、締結した契約に基づいて適正な処理が行われているかどうかを、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の管理等を通じて把握するものとする。
3. 特別管理産業廃棄物管理責任者等は、感染性産業廃棄物の処理の実績について、帳簿を備え、次の事項を記載し、これを1年毎に閉鎖するとともに、閉鎖後5年間保存しなければならない。（以下詳細略）

環境省：平成16年3月改訂「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」から抜粋

【帳簿作成の具体的な対応例】

紙マニフェスト（電子マニフェストを使用している場合は、受渡確認票。以下「マニフェスト等」という。）に記載されている事項は、処理業者へ委託した感染性廃棄物に関して医療関係機関が帳簿に記載しなければならない事項をカバーしている。このため、当該マニフェスト等を帳簿へ貼付（あるいはファイリング）しておけば、それとは別に当該事項を記載した帳簿を改めて作成する必要はない。

ただし、この場合において、当該マニフェスト等は、帳簿の一部とみなされることから、時系列的に整理して保存することが必要である。 環境省

平成19年度 医療関係機関等を対象にした
「特別管理産業廃棄物管理責任者」資格取得講習会 開催・募集案内
日本医師会

- 事務の方でも、廃棄物処理法規定の資格が取れます。
- 「特別管理産業廃棄物管理責任者」は、必ず医療機関に1人は置かなければなりません。
- この機会に不法投棄などにも巻き込まれないように院長のサポートのためにも、ぜひ事務の方等の受講をお勧めいたします。
- 医師等は、資格要件はありますが特別管理産業廃棄物に関する知識習得の機会がありません。廃棄物処理法は複雑で難解なため、各地で委託処理違反、マニフェスト違反などが起きています。

日本医師会

日本医師会では、(財)日本産業廃棄物処理振興センターと共催で昨年度末より新たに医療関係機関等の事務職員も廃棄物処理法で規定される資格を取得できる講習会を設けました。受講の資格は問いません。受講料 12,000 円

今年度は、下記のとおり、各ブロック 計10会場で開催しております。

受講希望者は、電話にて受付機関から「受講の手引き」(申込書類他)を入手の上、お早めにお申込みください。(愛知県会場は、まもなく定員に達します。)

詳細は、日本医師会ホームページをご覧ください。

<http://www.med.or.jp/doctor/haiki/kosyu3.html>

問合せ先:日本医師会 地域医療第一課 03-3946-2121 本講習会関係 内線 3304
(財)日本産業廃棄物処理振興センター教育研修部 03-3668-7311

1. 開催期日

(各定員 150 名予定)

開催地	開催期日	会場名	受付機関
北海道、大阪、宮城、岡山（開催済）			
千葉	平成 19 年 10 月 23 日(火)	千葉市・千葉県労働者福祉センター	(社)千葉県産業廃棄物協会 TEL 043-246-9581
愛知	平成 19 年 10 月 31 日(水)	名古屋市・名古屋国際会議場	(社)愛知県産業廃棄物協会 TEL 052-332-0346
新潟	平成 19 年 11 月 16 日(金)	新潟市・新潟グランドホテル	(社)新潟県産業廃棄物協会 TEL 025-246-9288
神奈川	平成 19 年 11 月 28 日(水)	横浜市・Lプラザ (かながわ労働プラザ)	(社)神奈川県産業廃棄物協会 TEL 045-681-2989
福岡	平成 19 年 12 月 5 日(水)	福岡市・(財)福岡県中小企業振興センター	(社)福岡県産業廃棄物協会 TEL 092-651-0171
東京	平成 20 年 2 月 14 日(木)	東京・ベルサール西新宿	(社)東京産業廃棄物協会 TEL 03-5283-5455

2. 講習内容

9:00 9:20 9:45 11:10 11:20 12:15 13:05 14:05 14:15 16:10 16:20 17:00

受開 講付 式	感染に関する基礎知識 (1.5h)	関係法規 (1h)	昼休み	関係法規 (1h)	処理計画と管理 (2h)	修了試験
---------------	----------------------	--------------	-----	--------------	-----------------	------

注) すべての科目を受講し、修了試験に合格された方には、修了証を交付いたします。

3. 受講料

12,000 円 (税込) (テキスト代を含む。)

4. 受講の申込み方法

受講をご希望される方は、上記の受付機関、または、お近くの産業廃棄物協会より「受講の手引き」を取り寄せられ、受講申込書により受付機関にお申込み下さい。

5. 生涯教育制度参加証の発行

医師の方には、講習会への 1 回の出席につき 5 単位の日本医師会生涯教育制度参加証を発行しておりますのでお申し出ください。